

令和7年9月4日

栃木市議会議長 梅澤 米満 様

提出者	栃木市議会議員	広瀬 義明
同	同	針谷 育造
同	同	小太刀孝之
同	同	白石 幹男
同	同	小平 啓佑
同	同	大浦 兼政
同	同	青木 一男
同	同	松本 喜一
同	同	氏家 晃
同	同	関口孫一郎
同	同	内海まさか
同	同	福田 裕司
同	同	天谷 浩明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める
動議

上記動議を別紙のとおり会議規則第15条の規定により提出いたします。

理由 当該補助金については民生常任委員会での所管事務調査が行われているが、その中で補助金交付資料が不十分なことが判明した上、補助金交付当時の職員がいない中での書類審査では事実究明に限界がある。特に退職職員や民間事業者への事実確認等が無くしては事実の究明につながらないため、地方自治法第100条による特別委員会の権能をもって事実の究明を図るため。

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める動議

下記により、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める動議を提出します。

記

1、調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条第 1 項及び栃木市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、委員 11 名からなる「学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3、調査権限

本議会は、1 に掲げる調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査費用

本調査に要する費用は、本年度においては 30 万円とする。